



除雪作業に ご理解とご協力を

車道・歩道に雪を出さない

除雪前に道路へ雪を出すと大変危険で、作業の妨げにもなります。

また、除雪後に自己所有地の雪を道に出すと、道幅が狭くなり、通行の妨げや事故の原因になります。道路に雪を捨てないようにしてください。

雪は敷地内で処理するか指定の雪捨場へ運んでください。



路上に物を置かない



雪で見つけられず、除雪作業で破損することがあります。弁償責任は負いかねます。

- のぼり旗用コンクリート台
- ごみステーション
- 金網かご
- 車両を車庫入れする鉄板 など



路上駐車はダメ！絶対！

除雪作業で特に支障となる路上駐車。1台でも車があると作業ができず、近所のみなさんや町内会に多大な迷惑がかかります。

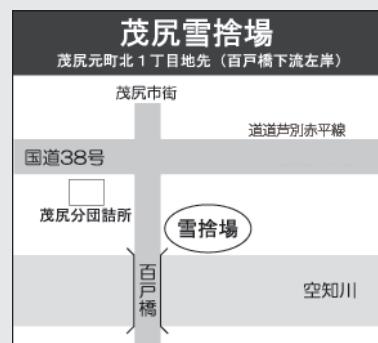
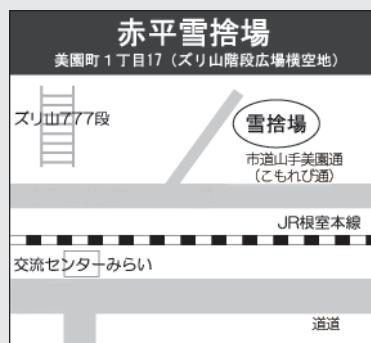
問合せ

市道	
土木係	☎32-1821
除雪センター	☎32-1216
道道	
札幌建設管理部 滝川出張所	☎22-3434
国道	
北海道開発局 滝川道路事務所	☎22-4147

雪捨場をご利用ください

利用時間 8時～17時

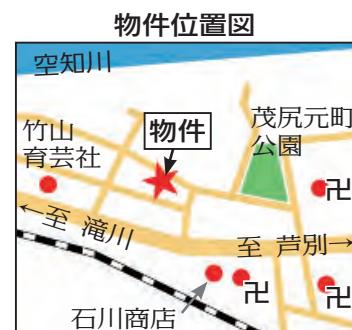
※排雪の中にごみなどの混入物を絶対に入れないでください。
※雪捨場内での事故・トラブルは、一切責任を負いません。





差し押さえた土地建物の期間公売(1週間) Yahoo!官公庁オークション

茂尻元町北5丁目28番地	
最低見積価額	600,000円
公売保証金	60,000円
① 地番:28番1 地目:宅地 地積:141.29m ²	
② 地番:27番1 地目:宅地 地積:140.98m ²	
家屋番号:28番1 種類:居宅 ③ 構造:木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 床面積:1階 58.79m ² 2階 32.29m ²	
参加申込期間	1月6日(水)~1月19日(火)
入札期間	1月25日(月)~2月1日(月)



市有財産貸付料の納付は忘れずに

市では、土地や建物の財産を賃貸借契約を締結し、貸し付けています。土地貸付料及び建物貸付料は、お手元に送付した納付書により納期限までに必ず納付しましょう。

なお、特別な事情もなく滞納が続く方には、賃貸借契約の解除や行政サービスの制限などを実施する場合があ

りますのでご注意願います。

特別な事情により貸付料の納付が困難な場合は、分割納付などもできますので必ずご相談ください。

また、借受人の氏名や住所などに変更があったときや貸付財産を市に返還しようとするときはすみやかに届け出をしてください。

市税等 収納向上



information

問合せ
納税係
☎32-2219

今月の納付

納期限	後期高齢者医療保険料	国民健康保険税	市道民税
2月1日(月)まで	第7期	第7期	第4期

問合せ
契約管財係
☎32-2212



右手親指と
ほかの4本の指で



頬をなでるように
すべての指を閉じる
(2回繰り返す)



第42回

「幸せ」

手話モデル 佐藤由美子さん
(赤平手話の会)